# 主 文

## 本件上告を棄却する。

### 理 由

弁護人服部恭敬の上告趣意は、単なる法令違反、量刑不当の主張であつて、刑訴 法四〇五条の上告理由に当らない。

よつて、刑訴法施行法三条の二、刑訴法四〇八条により、裁判官全員一致の意見で、主文のとおり判決する。

## 昭和四一年一二月一五日

## 最高裁判所第一小法廷

裁判長裁判官	3	長	部	謹	吾
裁判官		λ	江	俊	郎
裁判官	<u> </u>	松	田	_	郎
裁判官		岩	田		誠
裁判官		大	隅	健一	郎